

(ご参考)

海査第 287 号

昭和 59 年 12 月 25 日

(一部改正)国海安第 178 号・国海査第 482 号

平成 24 年 4 月 10 日

各地方運輸局長 }
神戸海運監理部長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

海上局長

船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について

事業者が船舶安全法に基づく認証を一層容易に取得し得るようするため、試験能力等に関し一定の要件を満たす試験機関等の試験データを受け入れることとし、別紙のとおり船舶安全法における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のためのガイドラインを定めたので通知する。

なお、管内各運輸支局長、各海事事務所長又は運輸事務所長あてこの旨周知されたい。

船舶安全法における型式承認等に係る試験機関等の試験データの活用のため のガイドライン

船舶安全法（以下「法」という。）における型式承認等に係る試験機関等の試験データを活用するため、外国で製造される物件に係る法第6条第3項の規定に基づく予備検査及び法第6条ノ4第1項の規定に基づく型式承認に関し、予備検査に係る試験の免除及び型式承認に係る試験の免除の要件を次のように定める。

第1 予備検査の試験の免除

予備検査の申請者が、第3に掲げる試験機関等が発行する国際海事機関(IMO)が定める国際的な技術基準(これを取り入れたが我が国の法令に基づく技術基準を含む。以下同じ。)で規定される試験方法及び判定基準に従う試験データを提出した場合には、管海官庁は、申請に係る予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第2条第1項の命令に基づく基準に適合していることを判定するための試験であって当該データに係るものを免除する。

第2 型式承認試験の免除

型式承認の申請者が、第3に掲げる試験機関等が発行するIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験データを提出した場合には、国土交通大臣は、申請に係る型式承認の対象となる物件又は船舶(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第2条第1項の命令に基づく基準に適合していることを判定するための試験であって当該データに係るものを免除する。

第3 試験機関等

試験データを活用する試験機関等は、次のいずれかとする。

- (1) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験業務を適確に実施することができる、国の試験研究機関、地方自治体の公設試験研究機関、独立行政法人の試験研究機関又は外国の試験研究機関。
- (2) 予備検査物件又は型式承認物件等に係る試験について、ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく試験所認定を取得している試験機関又はこれと同等の能力を有すると国土交通大臣が認める試験機関であって、当該物件に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験実施について相当程度の実績を有しているもの。

ただし、外国の試験機関にあつては、既に外国政府の型式承認を受けている物件(防火用材料を除く。)に係る試験データが提出される場合に限る。

(注1) 当該物件が防火用材料の場合、試験データはIMO FP.1/Circ.41 " List of Recognized Test Laboratories " に掲載された試験機関(日本国政府が認定する試験機関の試験データ受入れを表明している外国政府が認定する試験機関に限る。)が発行したものであること。

(注2) 上記のIMO FP.1/Circ.41において、日本国政府が認定する試験機関の試験データ受入れを表明している外国政府は、デンマーク、エストニア、ギリシャ、オランダ、ノルウェー、スペイン及び英国の7カ国である。(2011年1月31日現在)

(3) 外国政府がその試験データを受け入れることとしている試験機関であつて、次の要件を満たしていることを国土交通大臣が認めたもの。

(i) 試験業務を適確に実施するに足りる組織及び設備等を有し、IMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験業務を適確に実施することができること。

(ii) 予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験実施について相当程度の実績を有していること。

(iii) 試験業務を公正かつ適確に実施するに足りる経理的基礎を有すること。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

① 累積欠損がなく、かつ、経営状態が良好であること。

② 事業規模に比し、相当程度の固定的資産を保有していること。

(iv) その他中立性等の点において試験業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。例えば、次に掲げる基準に該当していること。

① 役員に造船事業者若しくは舶用品製造事業者(当該事業者が法人の場合にあつては、その役員又は職員)又は造船事業者若しくは舶用品製造事業者と密接な関係を有する者が含まれないこと。

② 試験業務の公正な実施の支障となる覚書又は協定が存在しないこと。

(4) 船舶安全法の規定に基づく登録船級協会の検査員の立ち会いのもと、予備検査物件又は型式承認物件等に係るIMOが定める国際的な技術基準で規定される試験方法及び判定基準に従う試験を実施する試験機関。ただし、登録船級協会の検査員の署名のある当該物件の試験データが提出される場合に限る。

第4 管海官庁及び国土交通大臣が提出を求める書類

(1) 管海官庁又は国土交通大臣は、第3(2)に掲げる機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。

(i) ISO/IEC 17025:2005(JIS Q 17025:2005)に基づく試験所認定に係る登録証の写し

- (ii) 予備検査物件又は型式承認物件の試験に関して相当程度の実績を有していることを示す書類
 - (iii) その他管海官庁又は国土交通大臣が必要とする書類
- (2) 国土交通大臣は、第3(3)に掲げる試験機関であることを確認するために、次に掲げる書類の提出を求めることができる。
- (i) 組織、職員の数及び施設その他の機関の概要を示す書類
 - (ii) 試験業務の実施方法を定めた書類
 - (iii) 試験業務に用いる機械器具、その他設備の数、性能及びその所有又は借入の別を示す書類
 - (iv) 外国政府が試験データを受け入れることとしている試験機関であることを示す書類
 - (v) 予備検査物件又は型式承認物件等の試験に関して相当程度の実績を有していることを示す書類
 - (vi) 定款又はこれに準ずる書類
 - (vii) 役員の名簿及び当該役員の略歴を示す書類
 - (viii) 最近3年間の事業年度末の財産目録及び貸借対照表
 - (ix) その他国土交通大臣が必要とする書類

第5 試験機関の周知

- (1) 管海官庁は、予備検査の試験につき試験データにより免除した当該物件及び当該データを発行した試験機関を検査測度課長に報告すること。(既に(2)の一覧表に掲載された試験機関である場合を除く。)
- (2) 検査測度課長は、型式承認試験につき試験データにより免除した当該物件及び当該データを発行した試験機関並びに前項により報告された物件及び試験機関を一覧表としてとりまとめ、試験機関等の試験データの活用のため関係者に周知する。

附則 このガイドラインは、昭和60年4月1日から適用する。

附則 このガイドラインは、平成24年4月10日から適用する。

(ご参考)

海査第 475 号

昭和 60 年 11 月 12 日

(一部改正)国海安第 178 号・国海査第 482 号

平成 24 年 4 月 10 日

各地方運輸局長
神戸運輸監理部長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

海 事 局 長

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に係る試験機関等の試験データの活用について

船舶安全法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び同法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認については、昭和 59 年 12 月 25 日付海査第 287 号「船舶安全法に係る試験機関等の試験データの活用について」により試験データの活用のためのガイドラインが定められている。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第 1 項により準用される船舶安全法第 6 条第 3 項の規定に基づく予備検査及び同法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定に基づく型式承認、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 9 第 1 項の規定に基づく粉碎設備等の型式承認についても海査第 287 号を準用することとする。

この場合において、海査第 287 号について下記のとおり読み替えるものとする。

なお、この旨各運輸支局長、各海事事務所長又は運輸事務所長あて周知されたい。

記

左欄の字句を右欄の字句に読み替えるものとする。

船舶安全法	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
法第 6 条第 3 項の規定	法第 19 条の 49 第 1 項により準用する船舶安全法第 6 条第 3 項の規定
法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定	法第 19 条の 49 第 1 項により準用する船舶安全法第 6 条ノ 4 第 1 項の規定
予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第 2 条第 1 項の命令	予備検査の対象となる物件(以下「予備検査物件」という。)に関する法第 5 条第 1 項(ビルジ等排出防止設備)、第 2 項(水バラスト等排出防止設備)及び第 3 項(貨物艙原油洗浄設備)

	の規定、法第 10 条の 2 第 1 項(ふん尿等排出防止設備)の規定、法第 19 条の 24 第 1 項(揮発性物質放出防止設備)の規定並びに法第 19 条の 26 第 2 項(船舶発生油等焼却設備)の規定
型式承認の対象となる物件又は船舶(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第 2 条第 1 項の命令	型式承認の対象となる物件等(以下「型式承認物件等」という。)に関する法第 5 条第 1 項(ビルジ等排出防止設備)、第 2 項(水バラスト等排出防止設備)及び第 3 項(貨物艙原油洗浄設備)の規定、法第 9 条の 3 第 1 項(有害液体物質排出防止設備)の規定、法第 10 条の 2 第 1 項(ふん尿等排出防止設備)の規定、法第 19 条の 24 第 1 項(揮発性物質放出防止設備)の規定並びに法第 19 条の 26 第 2 項(船舶発生油等焼却設備)の規定、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第 12 条の 3 第 2 項(特定油防除資材)の規定

(参考)

根拠条文

	型式承認	予備検査
海洋汚染防止設備 ・ビルジ等排出防止設備 ・水バラスト等排出防止設備 ・貨物艙原油洗浄設備 ・有害液体物質排出防止設備 ・ふん尿等排出防止設備	法第 19 条の 49 第 1 項により準用する 船舶安全法 第 6 条ノ 4 第 1 項	法第 19 条の 49 第 1 項により準用する 船舶安全法 第 6 条第 3 項
大気汚染防止検査対象設備 ・硫黄酸化物放出低減装置 ・揮発性物質放出防止設備 ・船舶発生油等焼却設備	同上	同上
粉碎装置	法律第 43 条の 9 第 1 項	-
ふん尿及び汚水処理装置	同上	-
油防除資材	同上	-